

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	契約の相手方の法人番号	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	公益法人の場合					備考	
									再就職の役員の数(機構)	再就職の役員の数(国)	公益法人の区分	国又は都道府県所管の区分	応募者数		
事務所清掃(東海支店)	契約担当役 吉徳光男 東京都文京区後楽1-4-10	令和5年10月1日	平和不動産プロパティマネジメント株式会社 東京都中央区日本橋兜町6-7	2010001056518	会計規程第25条第1項第3号 契約相手方がビル全体の清掃を行うこととされているため、随意契約したものである。	契約当事者間の約定により非公表	契約当事者間の約定により非公表	-	-	-	-	-	-	-	
事務所賃貸借(熊本センター)	契約担当役 吉徳光男 東京都文京区後楽1-4-10	令和5年10月1日	富国生命保険相互会社 東京都千代田区内幸町2-2-2	5010005003959	会計規程第25条第1項第3号 すでに当該場所を事務所として利用しており、移転による作業負担、費用及び情報リスク管理を助産すると、当該場所において業務を安定的に継続して実施する必要があるため、随意契約したものである。	契約当事者間の約定により非公表	契約当事者間の約定により非公表	-	-	-	-	-	-	-	
事務所清掃(熊本センター)	契約担当役 吉徳光男 東京都文京区後楽1-4-10	令和5年10月1日	株式会社シミズ・ビルライフケア 東京都中央区京橋2-10-2	2010001143282	会計規程第25条第1項第3号 事務所賃貸契約書により貸主指定の事業者が清掃を行うこととされているため、随意契約したものである。	契約当事者間の約定により非公表	契約当事者間の約定により非公表	-	-	-	-	-	-	-	
事務所賃貸借(北陸支店)	契約担当役 吉徳光男 東京都文京区後楽1-4-10	令和5年10月1日	三菱地所株式会社 東京都千代田区大手町1-1-1	2010001008774	会計規程第25条第1項第3号 すでに当該場所を事務所として利用しており、移転による作業負担、費用及び情報リスク管理を助産すると、当該場所において業務を安定的に継続して実施する必要があるため、随意契約したものである。	契約当事者間の約定により非公表	契約当事者間の約定により非公表	-	-	-	-	-	-	-	
事務所清掃(北陸支店)	契約担当役 吉徳光男 東京都文京区後楽1-4-10	令和5年10月1日	三菱地所プロパティマネジメント株式会社 東京都千代田区丸の内2-2-3	1010001116669	会計規程第25条第1項第3号 事務所賃貸契約書により貸主指定の事業者が清掃を行うこととされているため、随意契約したものである。	契約当事者間の約定により非公表	契約当事者間の約定により非公表	-	-	-	-	-	-	-	
個人信用情報関係利用経費(KSC分)	契約担当役 吉徳光男 東京都文京区後楽1-4-10	令和5年10月2日	株式会社富士通エフサス 神奈川県川崎市幸区大宮町1-5	8010401056384	会計規程第25条第1項第4号 個人信用情報提供会社である全国銀行個人信用情報センターから、契約相手方と直接契約を行うように指定されているため、随意契約したものである。	2,922,260	2,922,260	100.00%	-	-	-	-	-	-	
個人信用情報関係利用経費(JICC分)	契約担当役 吉徳光男 東京都文京区後楽1-4-10	令和5年10月2日	ソフトバンク株式会社 東京都港区海岸1-7-1	9010401052465	会計規程第25条第1項第4号 株式会社日本信用情報機構から、契約相手方と直接契約を行うように指定されているため、随意契約したものである。	2,290,566	2,290,566	100.00%	-	-	-	-	-	-	
募集委託契約(一般担保第358回住宅金融支援機構債券)	理事長 毛利信二 東京都文京区後楽1-4-10	令和5年10月5日	株式会社みずほ銀行 東京都千代田区大手町1-5-5	6010001008845	会計実施細則第40条第1項 当初、令和5年2月13日に入札を行ったが不落(落札者なし)となったため、「一般競争及び指名競争の手続に関する実施細則」の規定に従い、再度随意契約の交渉を行ったものである。	予定価格を公表することが通例となっている契約形態で、相手方の契約により支障を生じるおそれがあるため非公表	契約金額を公表しないことが通例となっている契約形態で、相手方の契約により支障を生じるおそれがあるため非公表	-	-	-	-	-	-	-	
引受並びに募集取扱契約(一般担保第358回住宅金融支援機構債券)	理事長 毛利信二 東京都文京区後楽1-4-10	令和5年10月5日	みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町1-5-1 大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内1-9-1 野村證券株式会社 東京都中央区日本橋1-13-1	7010001008687 9010001063235 6010001074037	(企画競争) 会計規程第25条第1項第6号 本件は、機構の一般担保付債券という商品性を踏まえ、起債運営能力、販売能力、起債運営に関する提案能力等を考慮した企画競争方式(令和4年12月22日公示)による評価を行った主幹候補証券会社を選定し、評価点の順位に応じ順次見込額をもとに順次指名して、契約する必要がある。本業務について、企画競争手続により契約相手方を選定し、随意契約したものである。	35,200,000	35,200,000	100.00%	-	-	-	-	-	-	
乗用車の賃貸借(本店公用車2台)	契約担当役 吉徳光男 東京都文京区後楽1-4-10	令和5年10月10日	株式会社トヨタレンタリース神奈川 神奈川県横浜市神奈川区栄町7-1	6020001023868	会計規程第25条第1項第4号 現在賃貸借を受けている乗用自動車を引き続き賃貸するものであり、契約相手先が現在の契約相手先に限定されるため、随意契約したものである。	3,300,000	3,300,000	100.00%	-	-	-	-	-	-	
中国支店新事務所B工事(工事設計・工事監理等業務)	契約担当役 吉徳光男 東京都文京区後楽1-4-10	令和5年10月17日	日本郵政株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1	1010001112577	会計規程第25条第1項第3号 貸室賃貸借契約書において、実施する工事については、ビル設備の管理上賃貸人が指定した業者と契約することとされており、随意契約を行うものである。	6,215,000	6,215,000	100.00%	-	-	-	-	-	-	
会計監査人との監査契約	理事長 毛利信二 東京都文京区後楽1-4-10	令和5年10月18日	有限責任監査法人トーマツ 東京都千代田区丸の内3-2-3	5010405001703	(企画競争) 会計規程第25条第1項第1号 本件は、会計監査の委託を行うものである。 会計監査人は、独立行政法人通則法第40条の規定に基づき主務大臣が選定することとされており、その選任にあたっては各独立行政法人が会計監査人の候補者名簿を主務大臣に提出することとされている。機構は、令和3年度から令和6年度までの4事業年度の候補者とするを前提として、令和3年度に企画競争手続(令和3年9月5日公示)により募集・選考を行い、候補者名簿を主務大臣に提出した。今般、主務大臣が選定した会計監査人と随意契約したものである。	39,600,000	39,600,000	100.00%	-	-	-	-	-	-	
引受並びに募集取扱契約(貸付債権担保第198回住宅金融支援機構債券)	理事長 毛利信二 東京都文京区後楽1-4-10	令和5年10月20日	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町1-9-2 ゴールドマン・サックス証券株式会社 東京都港区六本木6-10-1 野村證券株式会社 東京都中央区日本橋1-13-1	4010001129098 9010401059056 6010001074037	(企画競争) 会計規程第25条第1項第6号 本件は、貸付債権担保住宅金融支援機構債券の特殊な商品性を踏まえ、起債運営能力、販売能力、市場発展に向けた取組、起債運営に関する提案能力等を考慮した企画競争方式(令和4年12月22日公示)による評価を行った主幹候補証券会社を選定し、評価点の順位に応じ順次見込額をもとに順次指名して、契約する必要がある。本業務について、企画競争手続により契約相手方を選定し、随意契約したものである。	200,997,500	200,997,500	100.00%	-	-	-	-	-	-	

工事の名称、場所及び 期間又は物品役務等の 名称及び数量	契約担当役等の氏名及び その所属の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	契約の相手方の 法人番号	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	公益法人の場合					備考
									再就職 の役員 の数 (機構)	再就職の 役員の数 (国)	公益 法人 の 区分	国又は 都道府 県所管 の区分	応募 者数	
財務会計システムの改修(会計事務のデジタル化)に係る業 務	契約担当役 吉徳光男 東京都文京区後楽1-4-10	令和5年10月23日	株式会社日立システムズ 東京都品川区大崎1-2-1	6010701025710	会計規程第25条第1項第6号 財務会計システムは本契約相手が企画・開発したパッケージソフト であり、その著作権は機構のためにカスタマイズを行った部分を除き 同社に帰属しており、同社は当該著作物について第三者にその利用 許諾を付与していない。このため、同社以外の者が、当該アプリケー ションを改修することは不可能であるため、随意契約したものである。	11,990,000	11,990,000	100.00%	-	-	-	-	-	
中国支店新事務所B工事(区画工事等)	契約担当役 吉徳光男 東京都文京区後楽1-4-10	令和5年10月25日	鹿島建設株式会社中国支店 広島県広島市南区段原南1-3-53	8010401006744	会計規程第25条第1項第3号 貸室賃貸借契約書において、実施する工事については、ビル設備の 管理上賃貸人が指定した業者と契約することとされているため、随意 契約したものである。	61,600,000	61,600,000	100.00%	-	-	-	-	-	
資産自己査定システム地価データカスタマイズ及び更新業務	契約担当役 吉徳光男 東京都文京区後楽1-4-10	令和5年10月26日	株式会社オービック 東京都中央区京橋2-4-15	8010001039574	会計規程第25条第1項第2号 本システムはパッケージソフトウェアを導入し、著作権は契約相手先に 帰属している。第三者に著作物の利用許諾を付与していないため、同 社以外が地価データのカスタマイズ等を実施することが不可能である ため、随意契約したものである。	10,890,000	10,890,000	100.00%	-	-	-	-	-	
事務所駐車場賃貸借(北海道支店)	契約担当役 吉徳光男 東京都文京区後楽1-4-10	令和5年10月27日	株式会社第一ビルディング 札幌支店 北海道札幌市中央区北3条西1-1-11	1010001065445	会計規程第25条第1項第3号 事務所に附帯する駐車場を利用するためには、当該事務所貸主と契 約する必要があるため、随意契約したものである。	契約当事者間の約定 により非公表	契約当事者間の約定に より非公表	-	-	-	-	-	-	
事務所清掃(北海道支店)	契約担当役 吉徳光男 東京都文京区後楽1-4-10	令和5年10月27日	株式会社第一ビルディング 札幌支店 北海道札幌市中央区北3条西1-1-11	1010001065445	会計規程第25条第1項第3号 事務所賃貸契約書により貸主指定の事業者が清掃を行うこととされて いるため、随意契約したものである。	契約当事者間の約定 により非公表	契約当事者間の約定に より非公表	-	-	-	-	-	-	

(注)会計規程第30条の2に基づく公表である。